



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業からのお知らせ（R2年12月）

実際にこれまで寄せられた問い合わせの中の一部を、Q&A形式でご紹介していきます。

他県への進学が決まったら、なにをしたらいいですか。

他県へ進学することが決まったら、今後の受診について主治医と相談しましょう。

受診先が変わる場合は、静岡市の保健所で変更の手続きが必要です（受給者証に記載されている、受診している病院名を変更するため）。

受診する病院が決まったら、次は薬局をどこにするか決めてください。薬局は、複数個所の申請が可能なので、病院の近くや、下宿先の近くなど、ご本人が利用しやすいであろう薬局を選ぶとよいでしょう。

進学先での受診がスムーズにできるように、事前に利用する病院や薬局を決めておき、早めの手続きがおすすめです。

なお、小児慢性受給者証で利用する場合には、病院・診療所、薬局及び訪問看護ステーションが、所在する都道府県、指定都市、中核市の指定を受けている必要があります。これは、静岡市でも同じです。静岡市のホームページにも、指定を受けている医療機関の一覧が掲載されています。

進学先で利用したい病院等が、各医療機関が所在する自治体で、小児慢性の指定を受けているかどうかを確認してください。静岡市と同様に、各自治体のホームページでも確認できます。

【住民票を進学先に移しても、静岡市の受給者証は使えるの？】

原則は、小児慢性の受給者証は住民票のあるところでの発行になります。しかし進学先の自治体に住民票を移しても、親の扶養に入っていれば、静岡市が発行する受給者証の利用が可能です。



社会福祉法人小羊学園 アグネス静岡（担当：植松）
TEL 054-249-2833
〒420-0805 静岡市葵区城北117（つばさ静岡内）

